

平成 25 年 5 月 17 日

厚生労働大臣 田村憲久 様

精神保健福祉法改正案に関する意見書

代表 町野朔（上智大学法学部研究科教授）
賛同者 野村忠良（家族）
岡崎祐士（元東京都立松沢病院院長）
福田正人（国立大学法人群馬大学大学院
医学系研究科 准教授）
高木俊介（たかぎクリニック院長）
鴻巣 泰治（埼玉県立精神保健福祉センター主幹）
磯部哲（慶応大学法科大学准教授）
久保野恵美子（東北大学大学院法学研究科准教授）
西田淳志（財団法人東京都医学総合研究所研究員）
堀江紀一（特定非営利活動法人世田谷さくら会理事）
田尾有樹子（社会福祉法人巣立ち会理事長）

私たちは、厚生労働省精神障害保健課の主催で平成 22 年 5 月から平成 24 年 6 月まで行われた「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」（以下、「検討チーム」）に、構成員または作業チーム構成員として参加してきたものです。

「検討チーム」では、精神保健福祉法から保護者の義務規定をすべて削除すべきだとし（平成 23 年 11 月）、さらに強制入院としての医療保護入院を維持すべきだが、それを保護者の同意を要件としない入院制度に改めるべきだという結論を出しています（平成 24 年 6 月）。

家族が精神障害者の医療とケアに重要な役割を担っていることは今も昔も変わりはありません。しかし、精神科医療は病院内精神医療から地域精神医療へと展開し、精神障害者のケアは医療から福祉へと広がっています。精神障害者も、障害者総合支援法の下では、医療・福祉を付与される存在ではなく、サポートを受けながらも自己決定によって自立すべき存在であります。現在の保護者の同意による入院の制度は、保護者と精神障害者との軋轢を生じさせ保護者の大きな負担となっている上、退院を事実上保護者の意思に依存させる結果となり、入院から地域精神医療への円滑な移行を妨げていると考えたのであります。

今回上程された精神保健福祉法の改正法案では、医療保護入院に「家族等のうちいずれかの者の同意」を必要とし、現行 20 条で保護者となりうる者を「家族等」としています。これでは、従来の医療保護入院における家族の負担とその非合理性はまったく変わっておらず、しかも、「家族等」のうちの誰でも医療保護入院に同意するとされることによって、

その負担を負う者は拡張される結果となっております。これは完全な逆コースであり、現在の精神医療福祉の矛盾をさらに拡大するものです。

私たち「検討チーム」の構成員、あるいは作業チーム構成員としてこの検討会に参加した者からみても、この改正法案は議論を尽くした上で了解されたものとまったく異なるものになっており、どのような経緯でこのような改正案が作られてしまったのか、理解に苦しむものです。

私たちは、貴職に対し、「検討チーム」最終報告書の原点に立ち戻り法案の内容を再検討して頂くことを強く要望するものです。

また、この法案がそのまま法律となった場合であっても、附則 8 条の、3 年を目途とした措置の在り方については、早急に「検討」が開始される必要があります。私たちは厚生労働省内に、このための検討会を早期に立ち上げることを望むものであります。